

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年7月16日 10時50分ごろ
発生場所	静岡県御前崎市御前埼東方沖 御前岩灯台 <small>こぜんいわ</small> から真方位066° 700m付近 (概位 北緯34° 36.0′ 東経138° 16.0′)
事故の概要	遊漁船貴政丸 <small>たかまさ</small> は、北東進中、また、プレジャーボートあさひ丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年7月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 貴政丸、4.8トン 242-23366 静岡、個人所有 B プレジャーボート あさひ丸、1.7トン 241-18487 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に破口
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、釣り客9人を乗せ、北東進中、船長Aが魚群探知機兼GPSプロッターの画面を見ながら航行していたところ、B船と衝突した。 B 船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、主機を停止して船首を南西方に向け、黒色の球形形象物を表示して錨泊中、船長Bが、右舷船尾部で北西方を向いて釣りをしていたところ、左舷船首方至近にA船を認め、大声で叫んだものの、A船と衝突した。
分析	A 船は、船長Aが、魚群探知機兼GPSプロッターの画面を見ていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。 B 船は、船長Bが、釣りをしていて周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が北東進中、B船が錨泊中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。

参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、常時適切な見張りをを行うこと。・ 錨泊中であっても、定期的に周囲の見張りをを行うこと。・ 笛や携帯式簡易エアホーンなどの有効な音響による信号を行うことができるよう手段を講じておくことが望ましい。
-----------	--